



令和4年8月10日

住宅局 住宅総合整備課

## 空き家対策に関する計画 8割の市区町村で策定！

～空き家対策に取り組む市区町村の状況について(令和4年3月31日時点調査)～

空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)の施行状況等について、地方公共団体を対象にした調査の結果を公表します。

### 【調査結果のポイント】

1. 全国 1741 市区町村のうち、空き家対策に関する計画<sup>※1</sup>は 1,397 市区町村(80%)で策定され、法定協議会<sup>※2</sup>は 947 市区町村(54%)で設置されています。
2. 平成 27 年の法律の施行から令和3年度末までに、空家法第 14 条に基づく措置が、33,943 件の特定空家等<sup>※3</sup>に講じられています。

助言・指導	勧告	命令	行政代執行	略式代執行	合計
30,785 件	2,382 件	294 件	140 件	342 件	33,943 件

3. 法律の施行から令和3年度末までに、空家法に基づく措置や市区町村による空き家対策によって、142,528 件の管理不全の空き家の除却や修繕等<sup>※4</sup>が進んでいます。

空家法の措置により除却や修繕等 <sup>※4</sup> がなされた特定空家等	左記以外の市区町村による空き家対策の取組により、除却や修繕等 <sup>※4</sup> がなされた管理不全の空き家	合計
19,599 件	122,929 件	142,528 件

※1 空家法第6条第1項に基づく空家等対策計画

※2 空家法第7条第1項に基づく協議会

※3 空家法第2条第2項に基づく特定空家等

※4 除却や修繕等: 除却、修繕、繁茂した樹木の伐採、改修による利活用、その他適切な管理

【別紙及び都道府県別等の調査結果は、以下のURLにてご覧になれます】

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000035.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html)

※ページ下部「参考情報」内、「■空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について」

問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室 粟津、森本

電話: 03-5253-8111(内線: 39-353, 39-358)、03-5253-8508(直通)

# 空家等対策の推進に関する特別措置法 の施行状況等について

令和4年3月31日時点 国土交通省・総務省調査

# 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等(概要)

令和4年3月31日時点(調査対象:1,741市区町村)

## 1. 空家等対策計画の策定状況

	市区町村数	比率
策定済み	1,397	80%
策定予定あり	218	13%
令和4年度	86	5%
令和5年度以降	21	1%
時期未定	111	7%
策定予定なし	126	7%
合計	1,741	100%

## 2. 法定協議会の設置状況

	市区町村数	比率
設置済み	947	54%
設置予定あり	251	15%
令和4年度	68	4%
令和5年度以降	21	1%
時期未定	162	10%
設置予定なし	543	31%
合計	1,741	100%

## 4. 空き家等の譲渡所得3,000万円控除に係る確認書の交付実績

( )内は市区町村数

	交付件数
平成28年度	4,465 (492)
平成29年度	7,022 (561)
平成30年度	7,849 (603)
令和元年度	9,640 (599)
令和2年度	9,791 (631)
令和3年度	11,976 (631)
合計	50,743 (962)

## 3. 特定空家等に対する措置状況 ( )内は市区町村数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
助言・指導	2,078 (119)	3,077 (204)	3,852 (269)	4,584 (321)	5,349 (398)	5,762 (396)	6,083 (442)	30,785 (773)
勧告	59 (23)	206 (74)	298 (91)	379 (104)	442 (135)	473 (149)	525 (156)	2,382 (376)
命令	5 (4)	19 (16)	40 (28)	39 (20)	42 (33)	65 (46)	84 (61)	294 (153)
行政代執行	2 (2)	10 (10)	12 (12)	18 (14)	28 (25)	23 (21)	47 (43)	140 (103)
略式代執行	8 (8)	27 (23)	40 (33)	50 (45)	69 (56)	66 (54)	82 (72)	342 (206)
合計	2,152 (123)	3,339 (218)	4,242 (296)	5,070 (353)	5,930 (440)	6,389 (443)	6,821 (511)	33,943 (812)

※1 市区町村からの申し出を受け、過去に公表した過年度分の助言・指導等の件数を一部修正している。

## 5. 空家法に基づく措置や市町村による空き家対策による管理不全の空き家の除却や修繕等※2の推進

空家法の措置により除却や修繕等がなされた特定空家等	左記以外の市区町村による空き家対策の取組により、除却や修繕等がなされた管理不全の空き家	合計
19,599件	122,929件	142,528件

※2 除却等: 除却、修繕、繁茂した樹木の伐採、改修による利活用、その他適切な管理

# 市区町村の取組による管理不全の空き家の除却等の状況

令和4年3月31日時点(調査対象:1,741市区町村)

平成30年度住宅・土地統計調査による「その他空き家」のうち「腐朽・破損あり」(＝管理不全):100.6万戸※1

市区町村が把握した**管理不全の空き家** : 49.9万 件

所有者特定事務※2 : 57.2万件※3

所有者を特定 : **48.1万** 件、所有者不明の物件数 : **4.7万** 件  
(探索中:0.6万件、探索未実施:3.8万件)

市区町村の取組※4により除却や修繕等※5がなされた**管理不全の空き家** : 122,929 件

現存する**管理不全の空き家** : 23.5万件  
(特定空家等を除く)

現在、市区町村が状況を把握できていない空家等※6:10.1万件

**特定空家等**として把握 : 4.0万 件

空家法の措置により除却や修繕等※5がなされた**特定空家等** : 19,599 件

- ・助言・指導に至る前 : 8,628 件
- ・助言・指導後、勧告に至る前 : 9,738 件
- ・勧告後、命令に至る前 : 677 件
- ・命令後、行政代執行に至る前 : 74 件
- ・代執行(行政代執行+略式代執行) : 482 件

現存する**特定空家等** : 2.0万 件

合計 : 142,528 件

※1)平成30年度住宅・土地統計調査(平成30年10月1日時点)による統計値。

※2)空家法第10条に基づく空家等の所有者等に関する情報の利用等。

※3)市区町村内の全ての空家や通報があった全ての空家について探索をしている市区町村があるため、結果として適切に管理が行われていた空家を含む。

※4)空家法第12条に基づく助言等、空家条例に基づく助言・指導や勧告等、任意の行政指導、除却・改修等への補助。

※5)除却以外に修繕、繁茂した助木の伐採、改修による利活用、適切な管理等を含む。

※6)軽微な管理不全のため市区町村がその後のフォローを行っていないものや、所有者等が市区町村の取組によらず、自ら除却や修繕等※5を行ったもの等。